

昭和 63 年度

令和 7 年度（第 1 回変更）

県営土地改良事業（維持管理）

矢 作 川 北 部 地 区 計 画 概 要 書

愛知県

## 目 次

### I 県営土地改良事業の変更事項

### II 県営土地改良事業計画の概要

#### 第1章 目 的

#### 第2章 地域の所在及び現況

##### 第1節 地 形

##### 第2節 気 象

##### 第3節 地 積

#### 第3章 維持管理の要領

##### 第1節 県が維持管理する施設

##### 第2節 県が維持管理する施設の位置

##### 第3節 維持管理の方法

##### 第4節 取水時期及び方法

#### 第4章 費用の概算

#### 第5章 効 用

#### 第6章 他の事業との関係

##### 第1節 農業用水

##### 第2節 治 水

##### 第3節 都市用水

##### 第4節 発 電

##### 第5節 その他利水者との関係

#### 第7章 環境との調和への配慮

#### 第8章 計画概要図

### III 県営土地改良事業の事業費の負担区分の予定

## I 県営土地改良事業計画の変更事項

### ○変更の内容

| 変更事項 | 変更前     | 変更後     | 増減率    | 備 考      |
|------|---------|---------|--------|----------|
| 受益面積 | 815.4ha | 648.4ha | △20.5% | 農地転用に伴う減 |

### ○変更を必要とする理由

国営矢作川総合第二期土地改良事業で予定されている計画変更に合わせて、受益地の整理を行った結果、受益面積を変更する必要性が生じたことから、維持管理事業計画の変更を行うものである。

## Ⅱ 県営土地改良事業計画の概要

### 第1章 目 的

この事業は、国営矢作川総合土地改良事業によって造成された岩倉取水工及び北部幹線水路等施設を維持管理し、受益地域水田への補給用水並びに畑地かんがい用水の合理的な配水を行うことにより、農業生産の安定をはかることを目的とする。

なお、共同事業として造成された都市用水供給事業施設も受託管理し、水利利用の円滑化をはかる。

この事業は、国営矢作川総合土地改良事業によって造成された岩倉取水工及び北部幹線水路等施設の良い維持管理と受益地域農業生産の安定を図るため水田への補給用水ならびに畑地かんがい用水の合理的な配水を行うことを目的とする。

なお、共同事業として造成された愛知県水道用水供給事業施設、愛知県愛知用水工業用水道事業施設の管理も受託し、水利利用の円滑化をはかる。

### 第2章 地域の所在及び現況

#### ((2) 地域の現況)

この地域は、西三河中山間に点在する小渓流・溜池を水源とする水田及び天水に依存する畑地で、水利条件が不安定なうえ、最近では都市化の悪影響をうけ水質が汚濁しているため水源の転換が必要な地域も見られる。

このため、本地域を貫流する矢作川に水源を求め、不足する場合には特定多目的ダムである矢作ダム（昭和46年完成）からの補給によって、土地生産性の向上をはかる国営矢作川総合土地改良事業及び関連土地改良事業が実施され、水利条件の改善がはかられている。

#### ( — ) ( — )

#### 第1節 地 形

本地域は、愛知県西三河地方を貫流する一級河川矢作川の流域に広がる沖積平野及び洪積台地一帯の水田地帯と、その周辺の丘陵地帯に広がる畑を対象としている。

水田はその大部分が1/100～1/400程度の勾配を示し、作土は一般に黄褐色の壤土で覆われ、下層は珪鉄を含む黄灰色～黄褐色の土壤～シルト質土壤が多い。水田の標高は、120～80mとなっている。

畑は矢作川沿いに分布する沖積平野及び洪積台地として形成されている。その傾斜には15度以下が80%を占めている。作土は主として、壤土～砂壤土で下層も同じく中粒～細粒質であるが、部分的に砂礫層を有する粗粒質のところもある。

( ー ) ( ー )

## 第2節 気 象

本地域は、気候温暖で年平均気温は15℃で、降雨量は年平均1,500mm内外である。

((1) 地域の所在)

## 第3節 地 積

( ー )

令和6年4月現在

| 市町名                 | 田 ha             | 畑 ha             | 計 ha             |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| 豊田市                 | (383.3)<br>389.7 | (233.3)<br>258.7 | (616.6)<br>648.4 |
| (藤岡町)<br>※H17豊田市と合併 | (118.2)<br>—     | (80.6)<br>—      | (198.8)<br>—     |
| 計                   | (501.5)<br>389.7 | (313.9)<br>258.7 | (815.4)<br>648.4 |

(基本計画)

## 第3章 維持管理の要領

### 第1節 県が維持管理する施設

国営矢作川総合土地改良事業により造成された施設及び管理方法は以下に示すとおりである。

| 名 称   | 施 設    | 構 造 及 び 規 模・数 量                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 岩倉取水工 | 取水工    | 延長40.5m 巾6.0～4.2m 2連             |
|       | 取水門扉   | 取水門 油圧転倒 巾6.0m×高2.97m 2門         |
|       |        | 予備門 油圧ローラ 巾6.0m×高3.00m 2門        |
|       |        | 制水門 〃 巾4.0m×高2.90m 2門            |
|       |        | 排砂門 油圧スライド巾2.35m×高1.00m 2門       |
|       | 沈砂池    | 延長94.5m 巾8.8～2.9m                |
|       | 操作事務所  | 鉄筋コンクリート2階建 延250.74㎡<br>他に附属建物一式 |
|       | 監視制御装置 | 集中監視制御装置 1式                      |
|       | 北部幹線水路 | 用水路（隧道・サイホン・暗渠）15,625.45m        |
|       |        | 分水工 4ヶ所                          |
|       |        | 遠方制御分水工 3ヶ所                      |
|       |        | 放水工 1ヶ所                          |

| 名 称    | 施 設    | 構 造 及 び 規 模   | 備 考        |
|--------|--------|---------------|------------|
| 岩倉取水工  | 取水工    | 取水工 2 連       | 40.5m      |
|        |        | 沈砂池 2 連       | 54.5m      |
|        | 取水門扉   | 流量調整ゲート       | 2 門        |
|        |        | 取水用ゲート        | 2 門        |
|        |        | 沈砂池制水門        | 2 門        |
|        |        | 土砂吐ゲート        | 2 門        |
|        | 管理棟    | 鉄筋コンクリート 2 階建 | 付属建物 1 式   |
|        | 監視制御装置 | 集中監視制御装置      | 1 式        |
| 北部幹線水路 | 北部幹線水路 | 用水路           | 15,760.44m |
|        |        | 分水工           | 3 ヶ所       |
|        |        | 遠方制御分水工       | 4 ヶ所       |
|        |        | 放水工           | 1 ヶ所       |
|        |        |               |            |

※現在管理している施設については、用途廃止されるまで管理するものとする。

第 2 節 県が維持管理する施設の位置  
別紙図面のとおり。

( 管理の方法 )

第 3 節 維持管理の方法

( i ) 管理体制

管理所に所要の職員を配置し、常時施設の保全及び操作を行う。

( ii ) 県が管理する以外の施設の管理との関係

国営矢作川総合土地改良事業によって造成された北部地区の施設のうち、県が管理する以外の施設の管理については、関係土地改良区で組織されている矢作北部土地改良区連合が、県営管理所等と密接な連絡をとりながら行う。

また、中部電力株式会社の管理する百月発電所取水堰堤の操作は、県が管理する岩倉取水工の取水と密接な関連があるので、常時連絡をとりながら行う。

(1) 管理事務所

愛知県西三河農林水産事務所

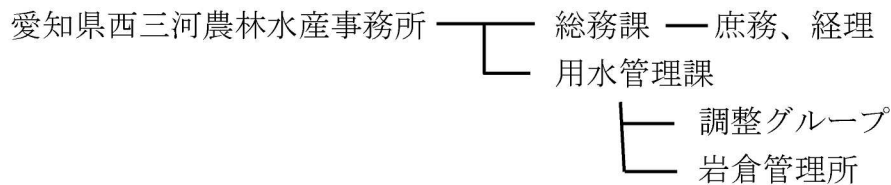
岡崎市明大寺本町 1 丁目 4 番地

同 岩倉管理所

豊田市築平町岩倉 222 番地

(2) 管理機構

愛知県農林基盤局農地部農地計画課



(3) 管理方法

事務所に所要の職員を配置して、利水に関する諸連絡調整を図り、管理所に所要の職員を配置して、施設の保全及び操作を行う。

(4) 県が管理する以外の施設の管理との関係

国営矢作川総合土地改良事業によって造成された矢作川北部地区の施設のうち、県が管理する以外の施設の管理については、矢作北部土地改良区連合と密接な連絡をとりながら行うものとする。

百月発電所取水堰堤による矢作川からの注水は、百月発電所取水堰堤を管理する中部電力パワーグリッド株式会社と連絡を保って行う。

(取水量及び配水の方法)

第4節 取水時期及び方法

夏期（4月1日～9月30日）1.529 m<sup>3</sup>/s、冬期（10月1日～3月31日）0.130 m<sup>3</sup>/s の範囲において取水・配水する。  
なお、愛知県水道用水供給事業のため 3.20 m<sup>3</sup>/s、愛知用水工業用水道事業のため 2.67 m<sup>3</sup>/s の範囲内の取水もあわせて行う。

別途定められた水利使用規則による。

第4章 費用の概算

年間〈55,700〉4,600 千円、ただし物価の変動、施設の補修費等の増減により毎年変わる。

〈 〉は都市用水分を含む総額。

事業に要する費用の年間の概算額〈70,200〉8,400 千円

〈 〉は都市用水分を含む総額を示す。

※令和6年度算定

物価の変動、施設の補修費等の増減により毎年変わる。

## 第5章 効 用

かんがい用水を確保し、合理的な配水を行うことによってかんばつの被害を防ぎ、農業生産の安定向上をはかる。

あわせて、愛知県水道用水供給事業及び愛知用水工業用水道事業のための取水を受託して行うことにより、水利用の円滑化をはかる。

かんがい用水の合理的な配水を行うことによって農業生産の安定をはかり「国営矢作川総合土地改良事業計画書（昭和61年度計画変更）」に計画された経済効果を発生させる。

## 第6章 他の事業との関係

### （4）

#### 第1節 農業用水

本地区の下流では、矢作ダムを水源として枝下用水・明治用水・県営維持管理事業矢作川南部地区等で農業用水が取水されているため、これら関係管理者と協調を図って管理する。

### （3）

#### 第2節 治 水

（  
上流特定多目的矢作ダムにおいて洪水調節及び用水補給を行うため、国土交  
— ）  
通省中部地方整備局矢作ダム管理所と常時連絡をとりながら管理する。

### （2）

#### 第3節 都市用水

（ — ）

愛知県水道用水供給事業及び愛知県愛知用水工業用水道事業と共用の施設であり、受託して取水・配水を行うため常時連絡を保って管理する。

### （1）

#### 第4節 発 電

中部電力百月発電所取水堰堤操作と密接な関係があるため、常時連絡を保って管理する。

### （4）

#### 第5節 その他利水者との関係

特記事項なし。

( 一 ) ( 一 )

## 第7章 環境との調和への配慮

国営矢作川総合土地改良事業によって造成された岩倉取水工並びに北部幹線水路等施設の操作では生息する魚類等に配慮した操作に努めている。

(7)

## 第8章 計画概要図

別添のとおり。

# 矢作川北部地区概要図

変更後



岩倉取水工

百月ダム

北部幹線水路 L=15,760.44m

御作分水工

飯野分水工

西中山分水工

西分水工

龍川放水工

舞木分水工

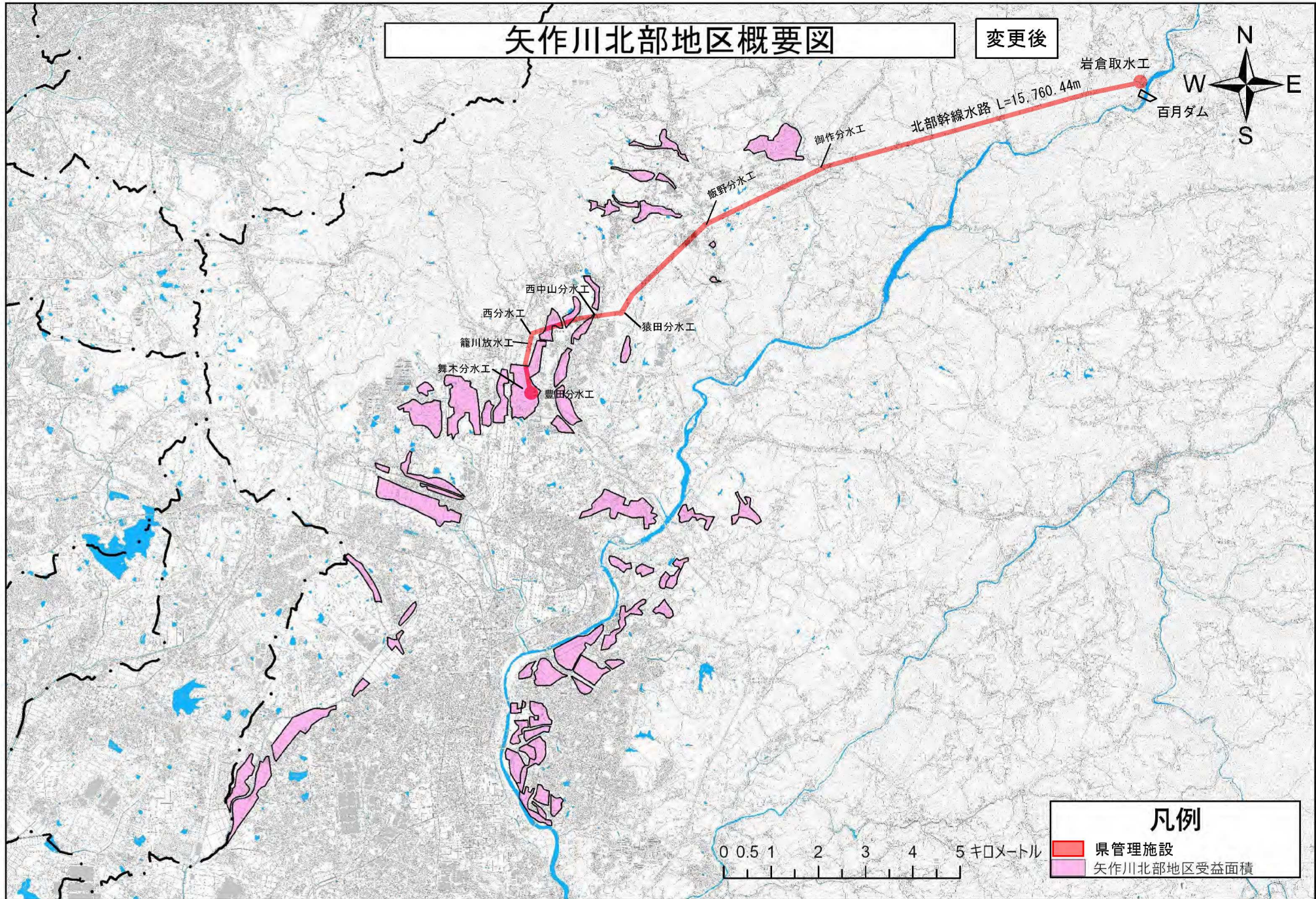
豊田分水工

猿田分水工

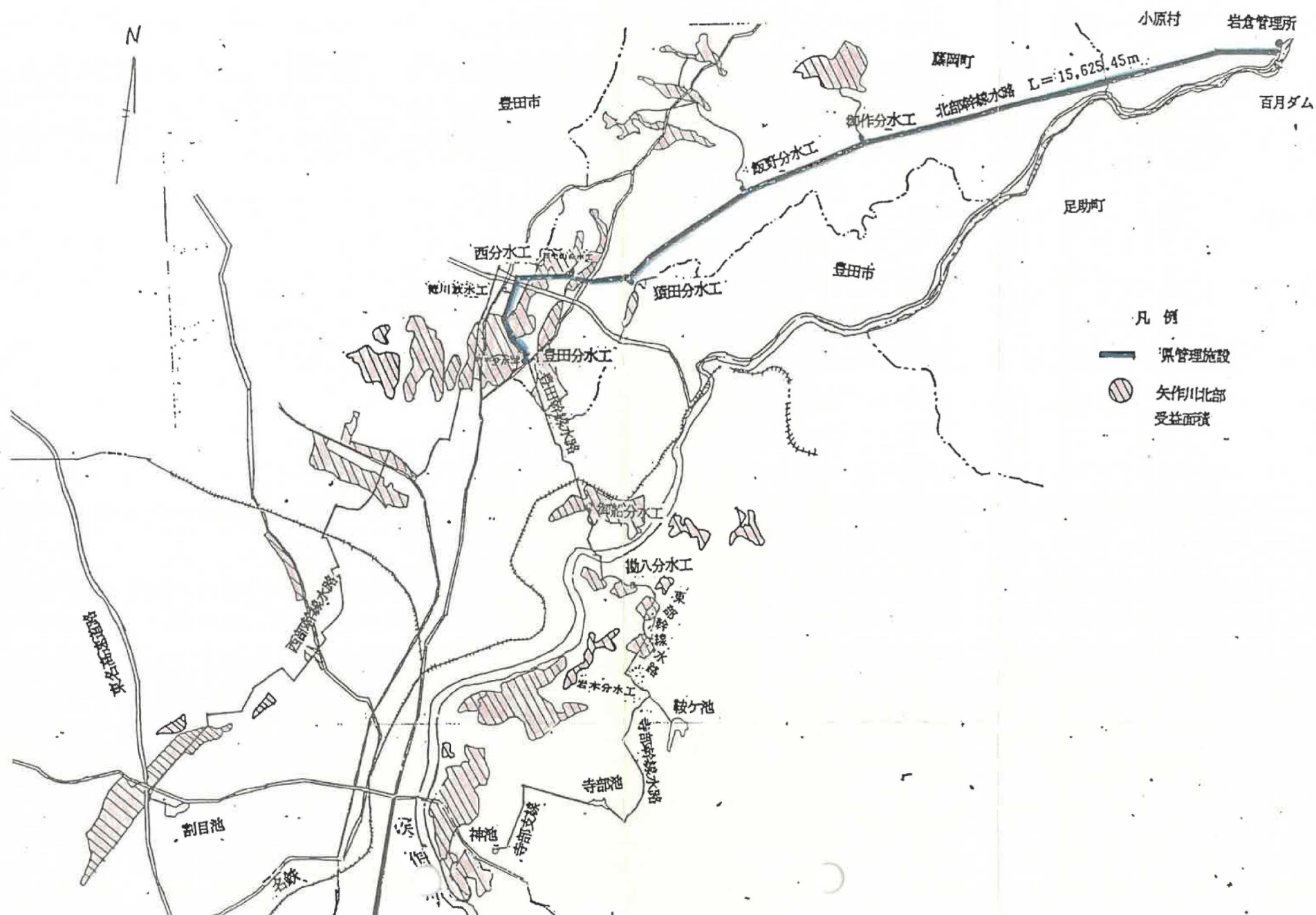
## 凡例

- 県管理施設
- 矢作川北部地区受益面積

0 0.5 1 2 3 4 5 キロメートル



变更前



Ⅲ 県営土地改良事業の事業費の負担区分の予定

上段（ ）書きは変更前

1. 事業に要する費用の概算額

(〈55,700〉 4,600)

事業に要する費用の年間の概算額 〈70,200〉 8,400 千円

( — ) ( — )

〈 〉は都市用水分を含む総額を示す。 ※令和6年度算定  
物価の変動、施設の補修費等の増減により毎年変わる。

事業費の内訳

(1) 岩倉取水工及び北部幹線水路管理費 55,200 千円

(2) 百月堰堤管理費負担金 500 千円

ただし、物価の変動、施設の補修費等の増減により毎年変わる。

削除

2. 負担割合

(1) 岩倉取水工及び北部幹線水路管理費

年間取水量比に 2/3 を乗じた率と最大取水量比に 1/3 を乗じた率の和を  
それぞれの用途で負担するものとし、農業部門で負担する額の%は県、  
50%は受益者が負担する。

|      | 年間<br>取水量       | ①<br>同左比 | a=<br>①×2/3 | 最大<br>取水量         | ②<br>同左比 | b=<br>②×1/3 | 負担率<br>a + b | 備 考 |
|------|-----------------|----------|-------------|-------------------|----------|-------------|--------------|-----|
|      | 千m <sup>3</sup> | %        | %           | m <sup>3</sup> /s | %        | %           | %            |     |
| 農 業  | 7,239           | 4.17     | 2.78        | 0.951             | 13.94    | 4.65        | 7.43         |     |
| 都市用水 | 166,562         | 95.83    | 63.89       | 5.870             | 86.06    | 28.69       | 92.57        |     |
| 計    | 173,801         | 100      |             | 6.821             | 100      |             | 100          |     |

農業用水の最大取水量は岩倉・豊田地地点平均値とする。

(2) 百月堰管理費負担金

県は 50%、受益者は 50%負担する。

事業費の管理に係る額の 50%は県、50%は受益者が負担する。

事業費の調整に係る額の 100%は県が負担する。

( — )

### 3. 土地改良法第 91 条の規定による分担金及び負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域を地区とする藤岡土地改良区及び豊田土地改良区（以下「関係土地改良区」という。）は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 1 項及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和 40 年条例第 19 号）第 2 条第 1 条の規定により、愛知県が法第 3 条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

( — )

### 4. 地元負担の予定基準

関係土地改良区の定款に定められた賦課基準による。